

最低賃金引き上げのインパクト

安部 由起子
(北海道大学教授)

最低賃金は、労働経済学で多くの研究が存在する分野である。本稿ではそれらを概観的に紹介することよりはむしろ、昨今の日本での政策論議に関連づけて日本の制度をどのように理解できるのか、を中心に紹介することにしたい。

日本の政策論議

非正規雇用の増加、格差やワーキングプア問題への関心の高まりとともに、最低賃金が注目を集めている。たとえば2009年7月の民主党の政策マニフェストでは、すべての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定(800円を想定)する、景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1000円を目指す、の2点がうたわれている。

2009年度の最低賃金の改定では、一般の賃金が伸び悩むなか、多くの都道府県で引き上げが行われた。上記のマニフェストで掲げられている最低賃金の水準と、現状(2009年度の最低賃金の改定後の都道府県別最低賃金)とを比較してみよう。現在の全国の加重平均額は713円である。東京都の最低賃金は47都道府県のうちで最高額であり、791円である。一方、最低賃金をもっとも低いのは九州の4県(佐賀、長崎、宮崎、沖縄)であり、629円である。したがって、2010年時点での東京の最低賃金を1とすると、最低賃金をもっとも低い4県での最低賃金は0.8程度だということになる。ここでおさえておきたい点はまず、800円というのは東京都にとっては9円(1.1%)の上昇で到達するレベルであるが、最低賃金をもっとも低い4県については、800円は27%の上昇が必要なレベルであるということである。1000円となれば、東京都にとってすら25%の上昇を意味する。

このように、現状では約20%の地域差が存在しているが、この差は最近3年間に若干増幅した。この最近3年間の動きの主要な原因は、生活保護との均衡に

配慮すべきとした改正最低賃金法(2008年7月施行)によるところが大きい(後述の表1を参照)。

民主党のマニフェストにおいて、最低賃金引き上げの政策目的は、「まじめに働いている人が生計を立てられるようにし、ワーキングプアからの脱却を支援する」とこととされている。なぜ所得再分配政策として最低賃金引き上げは魅力的なのか?その主要な理由のひとつは、財源が不要なことだろう。所得が低い人たちの生活水準を上げることを政策として追求したいと思っても、場合によっては多額の財源が必要になる。とりわけ現在の日本の財政状況を勘案すると、大幅な政策をとることは難しい。一方で最低賃金引き上げは、政府の財源は全くいらぬわけだから、これが有効な結果を生み出すならばきわめてありがたい政策だということになる¹⁾。

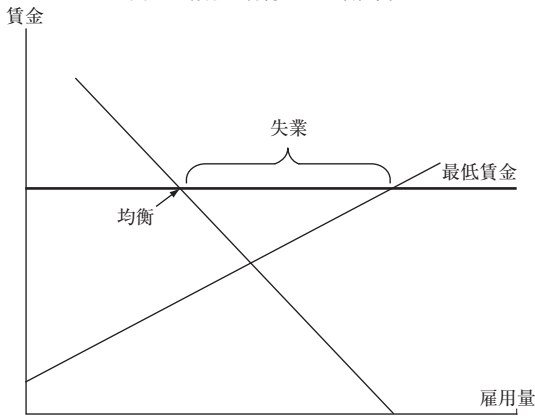
経済学の教科書における最低賃金の経済効果

前節でみたように最近では日本でも注目が高まっている最低賃金であるが、経済学研究では最低賃金はどのように理解されているのだろうか?

ミクロ経済学の教科書では、最低賃金は価格規制の典型例として紹介されている(たとえば、Mankiw 2007: Chapter 6, 井堀 2004: 第2章)。初学者の方々には、ぜひこの基本的な議論を理解してほしい。価格の下限に規制があると、その規制を下回る価格での取引が成立しなくなり、均衡賃金は最低賃金に等しくなり、需要と供給のうち、少ないほうの均衡雇用量となる。この場合、供給が需要を上回るから、労働を供給したいと考えるにもかかわらず働くことのできない、失業者がでてしまうことになる。これらの状況が図1に示されている。以上は、最低賃金規制が有効な制約として機能するケースに成り立つことである。

一方で、最低賃金が十分低く設定されていれば、市場でできる賃金は最低賃金を上回り、規制は実質的に

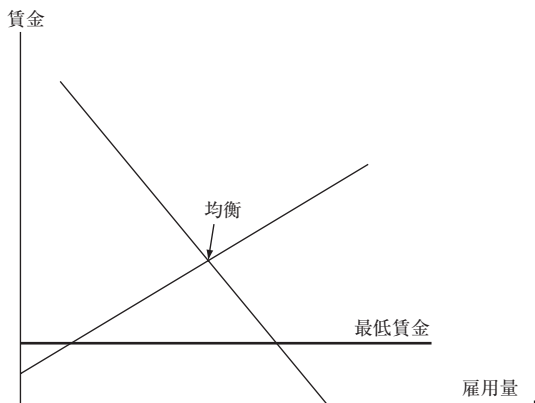
図1 有効な制約である最低賃金



意味をもたない。この場合には、規制による賃金への影響はなく、雇用への影響もない。失業も発生しない。これらの状況が図2に示されている。

これらの図は、多数の労働者から供給される労働力が同一であることを前提として均衡賃金の決定を図解したものである。実際には、労働者の属性を限定したとしても、賃金は同一ではない。実証研究に用いられる賃金の統計データでは、賃金は単一の値ではなく、分布が存在している。これは、①労働力がさまざまな意味で異質であること、②労働市場は教科書的な意味で完全競争的ではないこと、③賃金データの一部には誤差が含まれること、などを反映していよう。労働者の異質性の一例としては、たとえばある地域の女性パート労働者の中にあっても、労働者個人のスキルの水準や職場の立地、仕事の強度などが異なり、その結果賃金が異なってくるのが考えられる。そのことを考えると、図1・図2のような均衡の決定と、賃金分布とは、厳密に対応するわけではない。

図2 有効な制約でない最低賃金



日本の制度（2006年までと、2007年以降）

日本において、教科書的な意味で最低賃金により賃金や雇用量の決定が影響されているという事象は、どの程度生じているのだろうか？まず最低賃金がどのように推移してきたのかをみよう。最近の研究によれば、最低賃金上昇率は賃金上昇率とはほぼ水準である（玉田 2009）。日本の地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が示す地域別最低賃金改定の「目安」を参考として、地方最低賃金審議会が審議して決定する。この「目安」は最低賃金のランク別に決定されているが、このランクとは全国の都道府県を、AからDの4つのグループに分けているものである。Aランクが賃金のもっとも賃金の高い地域であり、Dランクがそれがもっとも低い地域に対応する。実はこの中央最低賃金審議会の目安が、過去の最低賃金の決定にはもっとも重要であった。目安と同額もしくは1円違い（上昇額が目安額よりも1円高い場合および上昇額が目安額よりも1円低い場合）の最低賃金の改定であったというケースは、2006年以前のデータでは全体の実に90%を占める²⁾。したがって2006年以前については、最低賃金の上昇額は目安額によってほぼ決まっていたといえる。

2007年以降の最低賃金の改定は、それまでの約20年とは異なっている。このことを端的に表すため、いくつかの道府県の最低賃金の対東京比を示したものが表1である。これからわかることは、1990年と2006年の間では、最低賃金の対東京比はほぼ一定で推移したこと、しかし2006年と2009年を比較すると、神奈川県を除き、比が低くなる方向で変化したこと、その変化幅は道府県によって異なるものの、3~6%の範囲であること、とりわけ、最低賃金が低い地域と東京と

表1 県別最低賃金の対東京比の推移

道府県	1990年	2000年	2006年	2009年
北海道	0.903	0.900	0.896	0.857
埼玉	0.962	0.957	0.955	0.929
千葉	0.962	0.956	0.955	0.920
神奈川	0.995	0.997	0.997	0.997
愛知	0.969	0.963	0.965	0.925
京都	0.962	0.957	0.954	0.922
大阪	0.998	0.994	0.990	0.963
兵庫	0.962	0.954	0.950	0.912
山口	0.901	0.899	0.898	0.846
沖縄	0.854	0.853	0.848	0.795

出所：過去の最低賃金のデータより筆者作成。

の「最低賃金の地域間格差」が広がる傾向であったことがわかる。この大きさの最低賃金の地域格差の広がりを実質的な影響（たとえば地域別の賃金や雇用の変化の度合いが地域別に異なるなど）をもつかどうかは、今後検証される必要がある³⁾。

日本における実証研究の動向

最低賃金については国内外に多くの研究が存在している。初学者の皆さんにぜひ留意してほしいことは、海外の研究結果がそのまま日本にあてはまると想定しないほしいということである。たとえば前節でみたような最低賃金のきまり方は、諸外国でのそれとは異なる。そのことひとつをとっても、最低賃金制度の経済的影響が日本と諸外国で同じではないと予想する理由は十分にある。日本での政策効果を理解するためには、日本の制度とデータを用いた実証分析に基づくべきである。もちろん、諸外国と同様の結果が絶対に出ないとはいきれない。しかし、諸外国の結果が大いに参考になると判断するのは、一般論としては早計であろう。以下では、①最低賃金が賃金決定に与える影響、②最低賃金が雇用に与える影響、の2点について、手短かに最近の実証研究を紹介する。上記でも示したように、最低賃金には20%もの地域差が存在しているから、その影響は地域別に分析することが適切であり、過去の多くの実証研究もそれを行っている。

最低賃金の賃金およびその分布への影響

1990年のデータでは、最低賃金と女性パート賃金の下位10%の乖離幅は、当時のAランク（東京都・神奈川県・大阪府）で10～18%程度である一方、Dランク（東北・鳥取・島根・四国の4県、福岡を除く九州の県）で2～6%程度であった（安部・田中2007：図5）。このことから、Aランク地域では最低賃金がパート労働市場で有効な制約となっていなかった可能性が高い。堀・坂口（2005）の第3章も都道府県別の賃金分布を示し、最低賃金がパート労働者の賃金決定の有効な制約であるか否かについては地域差が大きいのことを示している。坂口（2009）は、最低賃金を企業が認識しているか否かを調査した小規模事業所に対するアンケートにおいて、最低賃金を知らない事業所数は半数程度もあること、また知らない理由のうちもっとも主なものは「低賃金労働者がいない」というものであったことを報告している⁴⁾。さらに、川口・森

（2009）も、彼らの定義するところの「最低賃金労働者」の就業者数に対する割合には、都道府県別に大きな差があることを、1982年から2002年までのデータを用いて報告している。

それでは、「最低賃金からの乖離幅」の地域差は、時間の推移とともにどのように変化したのだろうか？安部・田中（2007）は、パート賃金と最低賃金の乖離幅は、Aランク地域で1990年代から2001年までの間に縮小した一方、低賃金地域ではそれが生じなかったこと、したがって低賃金地域では最低賃金がパート賃金を下支えた可能性が高いことを示している。Kambayashi, Kawaguchi and Yamada（2009）は、1989年から2003年までのデータを用いて、主に低賃金地域の女性労働者の賃金が最低賃金に下支えされたことを示している。総じてこれらは、1990年半ばから2003年くらいまでの時期（デフレの時期を含む）には、特に低賃金地域において最低賃金が賃金の下支えとなったことを示しているといえよう。

しかしこれらの研究のほとんどは、2000年代初め頃までのデータに基づいている。2000年代中ごろ以降にも、これらのことは継続しているのだろうか？とりわけ、2000年代半ばには日本経済は景気回復を経験した時期があったが、その時期にこの傾向は続いたのであるか？現在までのところ、2000年代後半についての実証研究は少ないが、この点については今後検証される必要がある⁵⁾。

雇用への影響

最低賃金の雇用への影響は、経済学研究では重要なテーマである。なぜなら、最低賃金が賃金を上昇させる効果をもったとしても、それで失業が増えてしまうならば、労働者全体としての経済厚生が最低賃金の上昇とともに向上するとは限らないからである。

上述の日本の実勢に即していえば、最低賃金が有効な制約でない地域において最低賃金が雇用喪失効果をもつとは考えにくい一方、最低賃金が無効な制約である地域ではそれが雇用喪失効果を持つ可能性があると考えられる⁶⁾。日本での研究としては、Kawaguchi and Yamada（2007）、Kambayashi, Kawaguchi and Yamada（2009）、川口・森（2009）がある。これらの一連の研究によってこれまでに報告されている結論は、最低賃金が高いことは、特に中年女性の就業率を若干下げたかたちでの雇用喪失効果があるのではない

かというものである。

今後の研究

本稿では、日本の制度と研究を紹介することを中心に、最低賃金について論じてきた。日本の最低賃金研究がデータの面で不十分な点の一つは、統計データが低賃金労働者をどの程度網羅しているのか、必ずしも明らかでないことである。その意味では、賃金分布のわかる統計情報や行政情報がこれまでよりも充実してくれば、既存研究になかったかたちでの最低賃金付近での賃金分布を知ることができるであろう。

謝辞

本稿の作成にあたり、玉田桂子氏（福岡大学）からは貴重なご教示をいただいた。感謝申し上げたい。

- 1) もっとも、民主党のマニフェストの具体策では、「中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施する」という項目がある。
- 2) この点については玉田桂子氏から、玉田（2009）で用いられたデータをもとに情報提供を受けた。
- 3) 一般論としては、最低賃金の地域差の3～6%の拡大は必ずしも大幅とはいえないことと、またこの間労働市場の実勢が地域間で一様に推移したとは限らないことから、この最低賃金の変化が、実証研究におけるいわゆる「実験的」な分析手法になじむかどうかは、自明ではないだろう。
- 4) たとえば毎年改定の影響として、賃金を最低賃金からやや上に設定する行動が生ずる可能性がある。賃金改定に少々のコストがかかる（これはデータの上では、賃金の上方硬直性として現れる）が存在するならば、最低賃金の改定とともに毎年賃金を上げるよりも、ある年の最低賃金よりも少々高い賃金を設定しておいて、最低賃金が改定されても賃金は改定しなくてもすむようにしておくかもしれない。これは最低賃金の改定が長期間行われないと予想される場合には生じない行動かもしれない。とはいえ、筆者自身は、毎年改定の影響のみで、大都市地域におけるパート賃金と最低賃金の比較的大きな乖離幅を理解することは難しいだろうと考える。
- 5) ちなみに1992年から2007年までのデータを用いた、Abe and Tamada（2010）で報告されている中卒男性平均賃金の推移に関する結果は、2002年から2007年にかけて、中卒男性平均賃金の上昇率は低賃金地域で低く、高賃金地域でより高かったことを示している。これは、2002年くらいまでの、低賃金地域での賃金上昇が高賃金地域よりも高かったという傾向が2000年代半ば以降に逆転したことを意味する。中卒男性労働者の賃金が最低賃金に影響されるとは限らないが、

それでも、1997年までの時期に低賃金地域での賃金上昇率が高賃金地域のそれを上回ったことはこのグループにも共通している。このことから示唆されるとおり、地域の賃金上昇は時期によってその傾向が変化する可能性があり、その点は最低賃金にかかわる分析においても留意されるべきであろう。

6) 日本における分析の難しさは、就業率などの労働供給の指標は、時間とともに大きく変化しているグループがあり、それらの長期的な変化による影響と最低賃金による影響を区別することは単純ではないかもしれないことである。

引用文献

- 安部由起子・田中藍子（2007）「正規—パート賃金格差と地域別最低賃金の役割 1990年～2001年」『日本労働研究雑誌』No. 568, pp. 77-92.
- 安部由起子・玉田桂子（2007）「最低賃金・生活保護額の地域差に関する考察」『日本労働研究雑誌』No. 563, pp. 31-47.
- 井堀利宏（2004）『入門ミクロ経済学 第2版』新世社.
- 川口大司・森悠子（2009）「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』No. 593, 41-54.
- 坂口尚文（2009）「企業にとっての最低賃金——認識と対応」『日本労働研究雑誌』No. 593, 29-40.
- 玉田桂子（2009）「最低賃金はどのように決まっているのか」『日本労働研究雑誌』No. 593, 16-28.
- 堀春彦・坂口尚文（2005）『日本における最低賃金の経済分析』労働政策研究報告書 No. 44, 独立行政法人・労働政策研究・研修機構.
- 民主党（2009）政権政策 Manifesto.
- Abe, Y. and K. Tamada（2010）“Regional patterns of employment changes of less-educated men in Japan: 1990-2007.” *Japan World Econ.*, doi: 10.1016/j.japwor.2010.01.001.
- Kamayashi, R., D. Kawaguchi and K. Yamada（2009）“The Minimum Wage in a Deflationary Economy: The Japanese Experience, 1994-2003.” *Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series* 074, Hitotsubashi University.
- Kawaguchi, D. and K. Yamada（2007）“The Impact of Minimum Wage on Female Employment in Japan,” *Contemporary Economic Policy*, 25(1), 107-118.
- Mankiw, N.G.（2007）*Principles of microeconomics, fourth edition*, Thomson South-western.

あべ・ゆきこ 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授。最近の主な著作に“Equal Employment Opportunity Law and the gender wage gap in Japan: A cohort analysis,” *Journal of Asian Economics*, forthcoming, doi:10.1016/j.asieco.2009.12.003. 労働経済学, 社会保障論専攻。